

東北電力(株)仙台火力発電所リプレイス計画環境影響評価書 に係る確定通知について

平成19年5月22日
経 済 産 業 省
原 子 力 安 全 ・ 保 安 院

当省は、東北電力(株)仙台火力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、東北電力(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。

また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書(写)を環境大臣あて送付する。なお、確定通知を受けた東北電力(株)は、同条第2項の規定に基づき宮城県知事、七ヶ浜町長、塩竈市長、多賀城市長、松島町長及び利府町長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1ヶ月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成15年 4月13日
住民等意見の概要受理	平成16年 6月 4日
知 事 意 見 受 理	平成16年 9月 2日(宮城県)
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成16年10月 7日
環境影響評価準備書受理	平成18年 7月20日
住民等意見の概要受理	平成18年 9月13日
知 事 意 見 受 理	平成18年12月26日(宮城県)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成19年 3月14日
経 済 産 業 大 臣 勸 告	平成19年 3月27日
環 境 影 響 評 価 書 受 理	平成19年 4月25日

問合せ先:電力安全課 吉田、河合
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)